

# 平成29年度 白糠町人事行政の運営等の状況を公表します

住民の皆様には町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

## 1 職員の任免及び職員数に関すること

①新規採用の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）（単位：人）

| 区 分   | 採 用 者 数 |     |
|-------|---------|-----|
|       | 競争試験    | 選 考 |
| 事 務 職 | 4       | —   |
| 技 術 職 | 1（保健師）  | —   |

②退職者の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）（単位：人）

| 区 分   | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 任期満了 | 合 計 |
|-------|------|------|------|------|------|----|------|------|-----|
| 事 務 職 | 5    | 1    | 3    | —    | —    | —  | —    | —    | 9   |
| 技 術 職 | 1    | —    | 2    | —    | —    | —  | —    | —    | 3   |

③部門別職員数の状況（単位：人）

| 区 分                |       | 職 員 数       |             | 対前年増減数 |
|--------------------|-------|-------------|-------------|--------|
|                    |       | 平成29年4月1日現在 | 平成30年4月1日現在 |        |
| 一般行政部門             | 議 会   | 3           | 3           |        |
|                    | 総務企画  | 46          | 48          | 2      |
|                    | 税 務   | 13          | 12          | △1     |
|                    | 民 生   | 19          | 18          | △1     |
|                    | 衛 生   | 17          | 14          | △3     |
|                    | 農林水産  | 11          | 12          | 1      |
|                    | 商 工   | 4           | 5           | 1      |
|                    | 土 木   | 12          | 12          |        |
|                    | 小 計   | 125         | 124         | △1     |
| 特別行政部門             | 教 育   | 29          | 29          |        |
| 公営企業等<br>会計部門      | 水 道   | 7           | 6           | △1     |
|                    | 下 水 道 | 4           | 4           |        |
|                    | そ の 他 | 9           | 8           | △1     |
|                    | 小 計   | 20          | 18          | △2     |
| 合 計 (A)            |       | 174         | 171         | △3     |
| 住民基本台帳人口 (B)       |       | 8,170       | 7,960       | △210   |
| 職員一人当たり人口数 (B)/(A) |       | 47.0        | 46.5        |        |

※ 町長、副町長及び教育長並びに非常勤職員を除く。

## 2 職員の人事評価の状況

白糠町では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、平成28年度から人事評価制度を導入しております。人事評価は任命権者ごとに実施しており、町長部局については「白糠町職員の人事評価の実施に関する規程」に定めるところにより評価を行っております。

## 3 職員の給与の状況

①人件費・職員給与費の全体の状況（平成29年度普通会計決算）

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 普通会計歳出総額 A        | 11,250,398 千円 |
| 実質収支              | 151,196 千円    |
| 普通会計人件費総額 B       | 1,262,797 千円  |
| 歳出総額に対する人件費割合 B/A | 11.22%        |

※職員のほか、議員や委員の報酬等を含む。

②職員給与費（平成 29 年度普通会計決算）

|                  |         |           |
|------------------|---------|-----------|
| 職員数（A）           | 151人    |           |
| 職員給与費            | 給料      | 497,450千円 |
|                  | 諸手当     | 85,028千円  |
|                  | 期末手当    | 200,193千円 |
|                  | 計（B）    | 782,671千円 |
| 1人当たり給与費＝（B）÷（A） | 5,183千円 |           |

※職員給与費の職員数（A）は、普通会計に属する職員です。

③一般行政職の級別職員数

| 区分     | 1級                | 2級   | 3級  | 4級   | 5級   | 6級   | 7級   | 合計  |       |
|--------|-------------------|------|-----|------|------|------|------|-----|-------|
| 標準的な職務 | 主事                | 主任   | 主査  | 係長   | 主幹   | 課長   | 部長   |     |       |
| 職員数（人） | 平成 29 年 4 月 1 日現在 | 22   | 9   | 30   | 40   | 16   | 16   | 6   | 139   |
|        | 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 26   | 12  | 27   | 40   | 16   | 15   | 6   | 142   |
| 構成比（%） | 平成 29 年 4 月 1 日現在 | 15.8 | 6.5 | 21.6 | 28.8 | 11.5 | 11.5 | 4.3 | 100.0 |
|        | 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 18.3 | 8.5 | 19.0 | 28.2 | 11.3 | 10.6 | 4.2 | 100.1 |

※構成比は四捨五入をしているため、その合計が100%にならない場合があります。

④一般行政職の初任給など

| 区分  | 初任給               | 経験年数による平均給料月額 |         |         |         |
|-----|-------------------|---------------|---------|---------|---------|
|     |                   | 7～9年          | 10～14年  | 15～19年  |         |
| 大学卒 | 平成 29 年 4 月 1 日現在 | 178,200       | 238,700 | 260,600 | 314,025 |
|     | 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 179,200       | 239,900 | 251,400 | 318,783 |
| 高校卒 | 平成 29 年 4 月 1 日現在 | 146,100       | 190,100 | -       | 269,383 |
|     | 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 147,100       | 192,267 | -       | 281,667 |

⑤職員の平均給料月額などの現況

| 区     | 分                 | 平均給料月額   | 平均年齢   |
|-------|-------------------|----------|--------|
| 一般行政職 | 平成 29 年 4 月 1 日現在 | 320,300円 | 43.07歳 |
|       | 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 313,300円 | 42.08歳 |

⑥諸手当の状況（平成 29 年度普通会計決算）

| 区分     | 支給対象  | 支給総額               |
|--------|---|--------------------|
| 扶養手当   | 職員の配偶者や子などで他の生計の途がなく、職員が扶養している場合                              | 12,083千円           |
| 住居手当   | 職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合                                  | 13,207千円           |
| 通勤手当   | 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合又は自家用車により通勤している場合（通勤距離が片道 2km 以上） | 2,799千円            |
| 超過勤務手当 | 支給対象  | 正規の勤務時間を超過して勤務した場合 |
|        | 支給総額  | 25,490千円           |
|        | 職員の平均支給年額   | 168,808円           |

⑦期末勤勉手当の状況

| 支給月       | 平成 29 年 6 月 | 平成 29 年 12 月 | 計     |
|-----------|-------------|--------------|-------|
| 支給率(カ月分)  | 2.075       | 2.325        | 4.40  |
| 平均支給額(千円) | 625         | 701          | 1,326 |

⑧退職手当の支給率などの状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

| 区分  |       | 支給率      |         |         |       |
|-----|-------|----------|---------|---------|-------|
|     |       | 勤続 20 年  | 勤続 25 年 | 勤続 35 年 | 最高限度額 |
| 白糠町 | 自己都合  | 20.445   | 29.145  | 41.325  | 49.59 |
|     | 定年・勸奨 | 25.55625 | 34.5825 | 49.59   | 49.59 |
| 国   | 自己都合  | 20.445   | 29.145  | 41.325  | 49.59 |
|     | 定年・勸奨 | 25.55625 | 34.5825 | 49.59   | 49.59 |

※北海道市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の各条例に基づくものです。

⑨特別職の給料・報酬

| 区 分             |     | 月 額   |           |      | 区 分             |     | 月 額       |           |      |
|-----------------|-----|-------|-----------|------|-----------------|-----|-----------|-----------|------|
| 給 料             | 町 長 | H29   | 783,000 円 |      | 報 酬             | 議 長 | H29       | 295,000 円 |      |
|                 |     | H30   | 783,000 円 |      |                 |     | H30       | 295,000 円 |      |
|                 | 副町長 | H29   | 649,000 円 |      |                 | 副議長 | H29       | 237,000 円 |      |
|                 |     | H30   | 649,000 円 |      |                 |     | H30       | 237,000 円 |      |
|                 | 教育長 | H29   | 588,000 円 |      |                 | 委員長 | H29       | 212,000 円 |      |
|                 |     | H30   | 588,000 円 |      |                 |     | H30       | 212,000 円 |      |
| 平成 28 年<br>期末手当 | 支給月 | 6 月   | 12 月      | 計    | 議 員             | H29 | 186,000 円 |           |      |
|                 | 支給率 | 2.075 | 2.325     | 4.40 |                 | H30 | 186,000 円 |           |      |
|                 |     |       |           |      | 平成 28 年<br>期末手当 | 支給月 | 6 月       | 12 月      | 計    |
|                 |     |       |           |      |                 | 支給率 | 2.075     | 2.325     | 4.40 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間

| 1 週間の勤務時間    | 勤 務 時 間 の 割 振 り |        |         |                 |
|--------------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 3 8 時間 4 5 分 | 始 業             | 終 業    | 休 憩 時 間 | 週 休 日           |
|              |                 | 8 : 30 | 17 : 00 | 12 : 00~12 : 45 |

※保育園などでは、これとは異なる勤務形態となっています。

②休暇等

| 区分             | 内容  |
|----------------|---|
| 年次休暇           | ○1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を越えない範囲内の残日数を繰り越すことができる   |
| 病気休暇           | ○公務によらない負傷又は疾病のため療養を要する場合、その療養に必要と認める期間   |
| 特別休暇<br>(主なもの) | ○産前・産後休暇 出産予定日の 6 週間前の日から出産の日まで及び出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間<br>○親族の死亡 配偶者、父母=7 日、子=5 日、祖父母=3 日、その他の親族については、それぞれ規則による |
| 介護休暇           | ○配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する 2 週間以上 6 ヶ月以下に必要な期間                                    |

5 職員の休業に関する状況

職員には、地方公務員法等の法令及び白糠町の条例、規則等に基づき次の休業が認められています。

| 区分      | 内容  |
|---------|---|
| 育児休業    | ○当該職員の子を養育する場合、子が 3 歳に達する日までの期間   |
| 自己啓発等休業 | ○大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、大学等課程の履修のための休業にあつては原則 2 年、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年の期間 |
| 配偶者同行休業 | ○職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にする場合、3 年の期間       |

平成 29 年度は、1 名(前年度からの継続)が育児休業を取得しました。

6 職員の服務及び分限、懲戒処分状況

職員の服務に関しては、法令その他特別の定めがあるもののほか、白糠町職員服務規程の定めるところによります。服務の原則は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行しなければならないことで、この原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな法令等により義務が課せられています。主なものでは、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密の保持などがあります。分限及び懲戒処分の適用基準は次のとおりです。

| 区 分      | 種類 | 内容  |
|----------|----|---|
| 分限<br>処分 | 降任 | ○勤務成績が良くない場合<br>○心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合         |
|          | 免職 | ○その職に必要な適格性を欠く場合<br>○職制若しくは、定数の改廃又は、予算の減少により廃職又は、過員を生じた場合 |
|          | 休職 | ○心身の故障のため長期の休養を要する場合<br>○刑事事件に関し起訴された場合                   |

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 懲戒<br>処分 | 戒告 | ○過失によって法令及び町の規程に違反し、他に迷惑を及ぼした業務上の行為<br>○特定の事項について禁止され制止され又は行わないことを命ずる文書によって通知されたことについて、それに従わない行為<br>○主たる過失によって公共物を損傷し又は、無断持出し持去りをし、業務上に著しく支障を来たした行為<br>○器物の損傷、隠匿、持去り等をし、又は暴力を行使し、又は無銭飲食等で当該関係人より通知のあった行為<br>○職権の濫用その他全体の奉仕者にふさわしくない行為、または監督職員であって部下の指揮監督を怠った行為 |
|          | 減給 | ○戒告にあたる行為で相当の損害をあたえたもの、または当該行為により告訴された場合<br>○部長等の指揮命令のあった事項について従わないで事故を起し、並びに怠慢の行為があつて業務上に支障を及ぼして、他の職員の士気に影響すると認められるもの<br>○故なく緊急事態の業務を忌避し又は怠業しその任を放棄したもの又は、代替のない勤務についてその任務を放棄したもの  |
|          | 停職 | ○戒告、減給のそれぞれ1以上が重加した行為のあるもの<br>○民事事件に関し告訴され職務につき難い事情にあつて、かつ、当該事件が公務員にあるまじき行為によると認められるとき<br>○刑事事件に関して起訴され地方公務員法第28条第2項第2号による休職の措置によることが適当でないと認められるもの<br>○法令で定めるところにより、職務に必要な適格性や資格等を喪失し、中断され、かつ、その原因が減給以上に相当すると認められるもの   |
|          | 免職 | ○減給、停職のそれぞれ1以上の行為が重加し、又は停職に定める行為が2以上重加した場合   |

平成29年度に服務義務違反により処罰された事件は、ありませんでした。

平成29年度の分限、懲戒処分は、分限休職1名でした。

## 7 職員の研修の状況

職員の人格及び教養を高め、町民全体の奉仕者にふさわしい識見及び実践力を育成するため、職員の資質・勤務能率の向上に努めるべく研修を実施しています。

平成29年度の職員研修の実施状況は次のとおりです。

| 研修名                 | 実施主体           | 対象者                                       | 受講者数 |
|---------------------|----------------|---|------|
| 新入社員ビジネスマナー研修会      | 日本電信電話ユーザ協会    | 新規採用職員                                    | 3人   |
| 白糠町転入職員町内視察研修       | 白糠町教育研究所       | 平成29年度に白糠町に着任した町職員及び教職員(道立学校含む。)          | 5人   |
| 指導能力研修              | 北海道市町村職員研修センター | 係長(同相当職)                                  | 15人  |
| 管理能力研修              | 北海道市町村職員研修センター | 課長、主幹(同相当職)                               | 4人   |
| 新規採用職員基礎研修          | 釧路町村会          | 新規採用職員及び前年の研修を受講できなかった職員                  | 6人   |
| フォローアップ(電話対応)研修     | 日本電信電話ユーザ協会    | 新入社員ビジネスマナー研修会参加者及び電話対応の技能向上を図りたい者        | 3人   |
| 釧路地区法務基礎研修          | 釧路町村会          | 基礎的な法令知識の習得を求める職員                         | 7人   |
| 市民協働政策形成研修(まちづくり研修) | 釧路市役所          | 釧路市職員、釧路市と定住自立圏形成に関する協定を締結している町村の職員       | 2人   |
| 釧路地区法務応用研修          | 北海道町村会         | 問題解決の考え方とその手法を学び、実務に応用できる法知識の習得を必要とする町村職員 | 2人   |
| 初級職員研修              | 釧路町村会          | 採用後3年程度経過した職員及び前年までに研修を受講できなかった職員         | 6人   |

|                  |            |                               |     |
|------------------|------------|-------------------------------|-----|
| 中級職員研修           | 釧路町村会      | 高卒で採用後 5 年目及び大卒で採用後 4 年目程度の職員 | 5 人 |
| 全国地域づくり人財塾       | 市町村職員中央研究所 | 地域づくりに取り組む市町村職員など             | 1 人 |
| 行政と教育の連携による地域づくり | 市町村職員中央研究所 | 教育委員会事務局職員など                  | 1 人 |

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ①共済組合等

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を立て、実施しなければなりません。

現在本町職員に対して適用されている共済制度は、これに基づき定められた地方公務員等共済組合法によって北海道市町村職員共済組合が制度を適用、実施しています。また、職員は（一財）北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の充実を図っています。

| 区 分  | 内 容  |
|------|--|
| 共済組合 | ○短期給付事業・・・組合員と家族が病気やケガ、出産、死亡、休業、災害などで突発的な出費が必要となったときに、目的に応じて適切な給付を行う事業です。（療養給付、高額療養費、休業給付、育児休業手当金など）<br>○長期給付事業・・・組合員の退職共済年金等を給付する事業です。（退職共済年金、障害共済年金など） |
|      | ○福 祉 事 業・・・組合員と家族の健康増進を図るため、住宅建設資金等の各種貸付、生活物資購入、貯金事業、予防医療充実のための各種健診事業・健康セミナーの実施、宿泊施設の運営などを行う事業です。（総合健診、健康増進など）   |
| 福祉協会 | ○医療給付事業・・・医療費、死亡弔慰金、返還一時金<br>○福利厚生事業・・・入院見舞金、出産祝金、弔慰金、結婚祝品など<br>○貸付事業・・・・・・育英資金貸付、一般資金貸付   |

### ②災害補償

職員が公務中、通勤途中で死亡したり、又は公務中の負傷により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づき、その補償を受けることができます。

なお、平成 29 年度、公務災害として申請・認定された事案はありませんでした。

※この内容については、この広報のほか役場総務課においても閲覧できます。